

阿蘇市競争入札参加資格審査申請書の

追加受付を実施します！

平成20年度において、阿蘇市で行われる建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の製造・修理・購入及び各種業務委託（建設工事関係を除く）に係る入札に参加を希望される方について、次のとおり「競争入札参加資格審査申請書」の追加受付を実施します。

なお、本申請は追加受付となりますので、平成19年度に申請をされている方は申請の必要はありません。

受付期間 2月1日（金）～2月15日（金）9時～16時 ※但し、土日・祝日は除く。

受付場所 阿蘇市役所財政課管財係

受付業種 建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・業務委託（建設工事関係を除く。）

提出方法 持参または郵送（期間内必着）

有効期間 平成20年4月1日（火）～平成21年3月31日（火）

提出書類 ①提出書類の詳細は、財政課又は阿蘇市ホームページでご確認ください。

②様式は全て阿蘇市指定様式です。他の様式は使用できませんのでご注意ください。（一部任意様式可。）

③書類順にA4ファイルに綴じて提出して下さい。（金属・ホッチキス不可）

④A4ファイルの表紙及び背表紙に「平成20年度阿蘇市競争入札参加資格審査申請書」及び社名を明記してください。

その他 様式は阿蘇市役所財政課で配布するほか、阿蘇市ホームページの「ビジネス雇用・経済」欄よりダウンロードできます。

郵送による提出の際は、返信用封筒又はハガキを同封してください。



〔問い合わせ先〕 財政課管財係 TEL 22-3204

< 国民年金のお知らせ >

20歳がスタート！国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（学生を含む）は、国民年金に加入することとなっています。20歳になった時、厚生年金など他の公的年金に加入している場合を除き、すべての人は国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入手続きをすると、社会保険庁から年金手帳、納付書等が送られてきますので、納付書や口座振替で保険料を納付することとなります。

なお、所得が低く保険料の納付が困難な場合は、30歳未満の人を対象とした「若年者納付猶予制度」、学生には「学生納付特例制度」といった、納付を一時的に猶予する制度がありますので、ご相談ください。

Q & A

Q. 年金手帳が送られてきましたが、どんなときに必要になるのですか？

A. 年金手帳は年金に関する手続きやお問い合わせ、年金を請求するとき及び就職や転職などのときにも必要になります。加入する年金制度（国民年金、厚生年金、共済組合）が変わっても一生変わらず使用しますので、大切に保管しましょう。

〔問い合わせ先〕 市民環境課戸籍年金係 TEL 22-3135